

条件付一般競争入札実施要領

大阪港湾局が行う条件付一般競争入札による市有不動産の貸付に参加される方は、この実施要領をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

1 入札物件

物件番号	所在地	地目	貸付地積 (m ²)	貸付期間	臨港地区規制	予定価格 (賃貸借料月額)
HS1	此花区北港白津一丁目1番52内 (此花区北港白津一丁目12番街区)	雑種地	7,945.26	令和3年2月1日から 令和4年1月31日まで (※最長で令和6年3月 31日まで更新可能)	商港区	2,065,767円

- (1) 民法第601条による賃貸借契約となります。建物所有を目的としない賃貸借契約ですので、借地借家法第25条が適用される場合を除き、同法の適用はありません。
- (2) 本入札物件は、現状有姿で貸付けますので、お申込み前に現況及び物件の近隣周辺環境を必ず確認してください。(現地見学会を行います。3頁参照)
- (3) 地中埋設物が埋存されている可能性及び土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)に規定する基準値を超える土壌の存在の可能性がありますが、本市は調査、対策を行いません。ガレキ、土砂、雑草等が残置していても本市は処分等を行いません。必要に応じて落札者の負担で対応してください。また、本市は契約不適合責任を一切負いません。
なお、申込時と契約時において、現況に変更があった場合でも、契約時の現況が優先します。いかなる場合も本市は責任を負いません。

《入札等スケジュール》

実施要領配布期間：令和2年11月11日(水)～令和2年12月9日(水)
現地見学申込受付：令和2年11月17日(火)～令和2年11月18日(水)
現地見学会：令和2年11月20日(金)～令和2年11月24日(火)
質問受付：令和2年11月20日(金)～令和2年11月25日(水)
質問回答予定日：令和2年12月2日(水)
入札参加申込受付：令和2年12月7日(月)～令和2年12月9日(水)
入札日及び開札日：令和2年12月17日(木)
契約締結期限：令和3年1月26日(火)(予定)
賃貸借契約開始日：令和3年2月1日(月)
※土曜日、日曜日及び祝日を除く

2 入札参加資格

個人及び法人。ただし、次に該当する方は申込みの資格がありません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

(2) 大阪市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者

(注1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - (7) この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(注2) 大阪市暴力団排除条例第2条(抜粋)

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして市規則で定める者をいう。

(注3) 大阪市暴力団排除条例施行規則第3条(暴力団密接関係者)

条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与(次号において「利益の供与」という。)をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者(アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。)のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの

ア 事業者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)

イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織(以下「営業所等」という。)の業務を統括する者

ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、

それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にあるもの

エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者

(6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

3 契約上の主な特約

(1) 土地の貸付条件

平面利用（コインパーキングを含む。）に限定します。

ア 工作物等の設置については、借地借家法（平成3年法律第90号）第25条が適用される場合に限り認めることとします。なお設置する場合は、本市の事前承認が必要です。

イ 使用目的・利用計画について、後掲の入札参加申込書及び事業計画書・土地利用計画図にて提案していただきます。本市の承認を得ずに使用目的を変更することはできません。

(2) 禁止する用途

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供することはできません。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団又はその他の反社会的団体、及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用途に使用することはできません。

ウ 政治的用途・宗教的用途に使用することはできません。

エ 地域住民等の生活を著しく脅かすような活動の用に供することはできません。

オ 悪臭・騒音・粉じん・振動・土壌汚染など近隣環境を損なうと予想される用途に使用することはできません。

カ その他本市が適さないと判断した用に供することはできません。

(3) 権利設定及び譲渡の禁止

入札物件を転貸することや賃借権を譲渡することはできません。また、賃借権を担保に供することはできません。

なお、賃貸駐車場は転貸と解釈しません。

(4) (1) (2) に定める義務の履行状況を確認するため、本市が実地調査し、又は所要の報告を求めることがありますが、その場合は協力する義務があります。

(5) 賃貸借契約書に反することが明らかとなった場合には、契約を解除することがあります。

(6) 物件には、地中埋設物が埋存されている可能性及び土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）に規定する基準値を超える土壌の存在の可能性がありますが、貸付はすべて現状有姿で行い、本市は契約不適合責任を負いません。

4 現地見学会（案内）

次のとおり現地見学会を行います。希望者は申込書を下記の送信先まで電子メール又はファックスにて送信してください。所定の方法以外（口頭、電話等）での申込書の提出は一切受けません。予約がない場合は、現地見学を実施いたしません。

申込書は任意の様式で結構です。

申込書には、氏名（名称）、住所（所在地）、現地見学会希望日時（現地見学日①～④のうち第2希望まで）、連絡先電話番号、担当者氏名を記載してください。

送信後、受信確認のために大阪港湾局営業推進室販売促進課（06-6615-7797）まで連絡してください。

現地見学会への参加は、入札参加の条件にはしておりませんが、本物件は現状有姿での引渡しとなりますので、できる限りご参加ください。

(1) 受付期間 令和2年11月17日（火）～令和2年11月18日（水）（午後5時）

(2) 通知日 令和2年11月19日（木）（電子メール又は電話にて行います。）

(3) 現地見学日 令和2年11月20日（金） ①午前 ②午後

令和2年11月24日（火） ③午前 ④午後

(4) 申込書送信先 大阪港湾局 営業推進室 販売促進課

電子メール na0028@city.osaka.lg.jp ファックス 06-6615-7729

※日時はご希望に添えない場合がございますので予め御了承ください。

5 質問書の受付

本実施要領に関する質問について受け付けます。質問書を下記の送信先まで電子メール又はファックスにて送信してください。所定の方法以外（口頭、電話等）での質問書の提出は一切受け付けません。

質問書は任意の様式で結構です。

質問書には、氏名（名称）、住所（所在地）、質問内容、連絡先電話番号、担当者氏名を記載してください。

送信後、受信確認のために、大阪港湾局営業推進室販売促進課（06-6615-7797）まで連絡してください。

回答は、大阪港湾局ホームページ (<http://www.city.osaka.lg.jp/port/index.html>) で公表し、質問者に対して直接の回答は行いません。回答にあたっては質問者の名称は記載しません。

(1) 受付期間 令和2年11月20日（金）～令和2年11月25日（水）（午後5時必着）

(2) 回答予定日 令和2年12月2日（水）

(3) 質問書送信先 大阪港湾局 営業推進室 販売促進課

電子メール na0028@city.osaka.lg.jp ファックス 06-6615-7729

6 入札参加申込み

(1) 申込受付期間

令和2年12月7日（月）～令和2年12月9日（水）

午前9時30分～正午、午後1時30分～午後5時

(2) 申込受付場所

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟10階

大阪港湾局 営業推進室 販売促進課

(3) 申込みに必要な書類

ア 入札参加申込書（本市所定様式）

- イ 誓約書（本市所定様式）
- ウ 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）
- エ 住民票の写し（法人の場合は法人の登記事項証明書又は登記簿謄本、登記事項証明書の場合は、「現在事項全部証明書」「履歴事項全部証明書」のいずれか）
- オ 事業計画書（本市所定様式）・土地利用計画図（土地の利用にあたっての計画図（例 各種レイアウト（工作物を含む。））を図示してください。）

※ 連名で申込みされる場合は、イ・ウ・エについては申込者全員分が必要です。

※ ウ・エについては、発行後3か月以内の原本に限ります。

※ 本市所定様式中に「実印」と記載のある箇所には、印鑑登録証明書又は印鑑証明書に印影のある印鑑を押印してください。

※ 本市が申込みの受付に際し取得する個人情報、本市不動産の契約関係事務のために収集するものであり、事務の目的外の利用・保有については、大阪市個人情報保護条例により制限されています。

(4) 申込みの手続き

受付期間内に、申込みに必要な書類を受付場所に直接持参してください。

（送付、電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。）

なお、書類不備等がある場合には受付を行いません。

また、申込受付期間以後の受付は一切行いません。

(5) 申込み時に交付する書類

ア 入札参加申込受付証（受付印を押印したもの。）

イ 入札保証金納付書

ウ 委任状（本市所定様式、代理人により入札しようとする場合のみ）

エ 入札の手引き

※ 入札書は、入札日当日受付時に交付します。

(6) 申込みに当たっての留意事項

ア 落札後の賃貸借契約は、入札参加申込書に記載された名義以外では行いません。

イ 提出された入札参加申込書の内容が本実施要領3（1）（2）に反する場合は受付を取消します。

ウ 申込み受け以降に入札参加資格がないことが判明した場合は、入札参加申込みの受け取りを取消し、以降の入札には参加できません。

7 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

入札日 令和2年12月17日（木）

受付時刻 午前11時から午前11時20分まで

入札書提出期限 午前11時45分

開札時間 入札締切り後即時

※ 上記受付時に大阪港湾局営業推進室販売促進課にて入札保証金の納付をしていただき、その後、大阪港湾局入札室に移動してください。

開札は、入札室に設置している時計が午前11時45分になると同時に開始し、開札開始後の入札はできません。

(2) 入札及び開札の執行場所

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟10階 大阪港湾局入札室

(3) 提出書類等（当日持参するもの）

- ア 入札参加申込受付証
- イ 委任状（本市所定様式）（代理人により入札しようとする場合のみ）
- ウ 実印（代理人により入札しようとする場合は委任状に押印した印鑑）
- エ 入札保証金納付書（代理人により入札しようとする場合であっても、「入札人」欄には入札参加申込書に申請者として押印した実印が必要です。ただし、「受取人」欄は受任者の印鑑となります。）
- オ 銀行振出小切手（自己宛小切手）（下記（4）参照）

(4) 入札保証金

入札参加者は、入札書に記入する賃貸借料（月額）の3か月分以上の入札保証金を入札当日受付時間内に大阪港湾局営業推進室販売促進課で納付してください。

なお、入札保証金の納付は、本市の発行する入札保証金納付書により、銀行振出小切手で行ってください。

必ず「大阪」と明記されたもの

※「大阪」以外のものは一切受領しません

銀行
渡
り

小切手

オ

イ 支払地 ○ ○ ○
(株) 銀行 支店

ア 金額 ¥

上記の金額をこの小切手と引替えに 持参人 様へお支払いください。

ウ

エ 振出日 令和 年 月 日

オ 振出人 (株) 銀行 支店 支店長 ○ ○ 印

ア 入札書に記入する賃貸借料（月額）の3か月分以上の金額の小切手を用意してください。

イ 振出人、支払人とも同一金融機関になります。（ただし、株式会社 ゆうちょ銀行が振出したものは、同一とはなりません。）

ウ 「持参人」払式としてください。（大阪市宛等と記載されているものは受領できません。）

エ 「振出日」欄は、令和2年12月9日（水）以降のものとしてください。

オ 「大阪手形交換所に加盟する金融機関の本・支店」が振り出した小切手に限ります。

※「大阪」以外のものは一切受領できません。

カ 金融機関振出小切手以外は受領できません。（個人振出の小切手（法人名義で振り出された個人振出の小切手も含む）は受領できません。）

キ 上記ア～カの要件をすべて満たした小切手以外は受領できません。

(5) 入札

ア 入札参加者は、入札当日の受付時に交付する入札書に必要な事項を記入し、記名押印の上、入札箱に投函してください。

イ 入札は、代理人に行わせることができます。この場合は、委任状を入札受付時に提示し、入札書と一緒に入札箱に投函してください。

(6) 入札金額表示

入札金額は、1か月分の賃貸借料の額を表示してください。

(7) 入札書の書換え等の禁止

入札者は、入札箱に投函した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできません。

(8) 開札

ア 開札は、入札締切り後直ちに入札者立会いのもとで行います。

イ 入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない本市職員を立ち合わせます。

ウ 開札に立ち会わなかった場合は、開札の結果について異議を申し立てることはできません。なお、入札の当日出席しなかった者又は入札書提出期限に遅刻した者は、棄権とみなします。

(9) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

ア 予定価格を下回る価格による入札

イ 入札参加資格がない者のした入札又は権限を証する書面の確認を受けない代理人がした入札

ウ 指定の日時までに入札に必要な書類を提出しなかった者の入札

エ 入札保証金を納付しない者又は入札保証金が所定の額に達しない者がした入札

オ 入札者の記名押印がない入札

カ 本市が交付した入札書を用いないでした入札

キ 同一入札について入札者又はその代理人が2以上の入札をしたときは、その全部の入札

ク 同一入札について入札者又はその代理人がそれぞれ入札したときは、その双方の入札

ケ 同一入札について他の入札者の代理人を兼ね又は2人以上の代理人として入札したときはその全部の入札

コ 入札金額又は入札者の氏名その他主要部分が識別し難い入札

サ 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等による入札

シ 入札に関し不正な行為を行った者がした入札

ス その他入札に関する条件に違反した入札

(10) 落札者

落札者は、本市の予定価格以上で、かつ、最高金額をもって入札した者とします。

なお、落札者には入札終了後、引き続き契約手続きの説明を行います。

(11) くじによる落札者の決定

落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定します。

当該入札者のうち、くじを引かない者がある場合は、本市が指定した者（入札事務に関係のない職員）が入札者にかわってくじを引き、落札者を決定します。

(12) 入札結果・経過の公表

落札者があるときは、その者の受付番号、落札者名及び落札金額、並びに落札者以外の受付番号、入札者名及び入札金額の発表を行います。落札者がいないときは、その旨を開札に立ち会った入札者に公表します。

また、全入札者の入札金額及び入札者名（個人の場合は落札者名のみ）を記載した入札経過調書を作成し、すみやかに本市ホームページ上で公表するとともに、大阪港湾局営業推進室事務室及び市民情報プラザ（大阪市役所1階）へ配架します。なお、電話でのお問い合わせに対しては、落札者名及び落札金額を回答します。

(13) 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがあります。

8 入札保証金の還付等

(1) 落札者以外の者が納付した入札保証金（小切手）は開札後返還しますので、所定の場所に入札保証金納付書を提出してください。

(2) 入札保証金は、その受入期間について利息をつけません。

9 契約説明会

(1) 落札者に対しては契約手続きの説明会を入札終了後、引き続き大阪港湾局会議室で行います。

(2) 契約説明会には、落札者本人又は代理人が必ず出席してください。

(3) 正当な理由がなく、契約説明会に出席されない場合は、落札者の資格を取り消します。

10 契約の締結等

(1) 契約の締結期限

落札者と本市は、令和3年1月26日（火）（予定）までに「市有地賃貸借契約書」を締結します。賃貸借契約は入札参加申込書に記載された名義で行います。

また、落札以降に入札参加資格がないことが判明した場合は、契約の締結を行わず、契約締結以降に入札参加資格がないことが判明した場合は、その契約を解除することがあります。

(2) 賃貸借期間

令和3年2月1日から令和4年1月31日までとします。

なお、賃貸借期間満了の3か月前までに申請を行えば、更に向こう1年更新することができるものとし、その後も同様（令和6年2月1日から令和6年3月31日分については2か月更新）とします。更新については、当初の賃貸借期間から通算3年2か月（最長で令和6年3月31日まで）を超えることができないものとし、（本市の土地活用上の理由等により必ずしも更新ができるものではありません。また、契約に違反している場合や本市の指導に従わない場合は、更新しません。土地を返還する場合には、原状回復のうえ返還してください。）

(3) 契約金額

契約金額（月額）は、落札金額とします。

(4) 契約保証金

賃貸借契約締結時に、契約保証金として、契約金額の3か月分以上を納付していただきます。（既納の入札保証金を賃貸借契約締結時に契約保証金に充当します。）

(5) 連帯保証人

連帯保証人は、落札者と連帯して本契約から生ずる一切の債務履行の責任を負わなければなりません。

連帯保証人は、次の各号の資格を有し、かつ本市が承認する者でなければなりません。

ア 大阪市内又は近隣市町村に住所又は事務所を有すること

イ 賃貸借料年額の5倍以上の年間所得又は固定資産を有すること

また、連帯保証人が上記ア・イに掲げる資格を失ったとき、又は死亡、解散したとき、若しくは大阪府が変更の必要があると認めたときは、落札者は速やかに大阪府の承認する連帯保証人を新たに立てなければなりません。(上記アの近隣市町村については、お問い合わせください。)

なお、契約締結期限までに、契約保証金として契約金額の6か月分以上を提供したときは、連帯保証人は不要です。

(6) 賃貸借料の納付

賃貸借料については2回払いとし、次の納入期限までに本市発行の納入通知書により納付していただきます。

期 間	納入期限
令和3年2月1日～令和3年7月31日	令和3年2月22日
令和3年8月1日～令和4年1月31日	令和3年8月20日

(7) 賃貸借料の改定

賃貸借料は、法令、大阪府財産条例の改定若しくは経済情勢の変動又は近隣賃料に比較して不当となったことにより、本市が必要と認めるときは、改定するものとします。

11 入札保証金の帰属

落札者が、正当な理由がなく指定する期限までに契約を締結しないときは、落札の効力を失い、既納の入札保証金は、本市に帰属しお返しすることはできません。

12 落札に至らなかった場合の貸付け

(1) 先着順による貸付け

令和2年12月18日(金)午前9時30分から、入札予定価格で貸付けの申込みを先着順で受け付け、随意契約により契約します。

なお、本件の貸付けについて、借受資格は「2 入札参加資格」と同様とし、契約上の主な特約についても「3 契約上の主な特約」と同様とします。

詳しくは大阪港湾局営業推進室販売促進課(電話:06-6615-7797)までお問い合わせください。

(2) 受付時間

午前9時30分～正午、午後1時30分～午後5時

受付開始時刻より早く受付場所に到着した場合でも、その到着時刻による先後は設けず、一律に受付開始時刻に到着したものとみなします。同時に複数の申込みがあった場合は、抽選により貸付相手方を決定します。

(3) 受付場所

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビル I TM棟10階

大阪港湾局営業推進室販売促進課

(送付、電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。)

(4) 申込みに必要な書類

- ① 市有財産借受申請書（本市所定様式）
- ② 誓約書（本市所定様式）
- ③ 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）
- ④ 住民票の写し（法人の場合は、法人の登記事項証明書又は登記簿謄本。登記事項証明書の場合は、「現在事項全部証明書」「履歴事項全部証明書」のいずれか。）
- ⑤ 事業計画書・土地利用計画図（土地の利用にあたっての計画図（例 各種レイアウト（工作物を含む。））を図示してください。)

※ 連名で申込みされる場合は、②③④については申込者全員分が必要です。

※ ③④については、発行後3か月以内の原本に限ります。

※ 本市所定様式中に「実印」と記載のある箇所には、印鑑登録証明書又は印鑑証明書に印影のある印鑑を押印してください。

※ 本市が申込みの受付に際し取得する個人情報、本市不動産の契約関係事務のために収集するものであり、事務の目的外の利用・保有については、大阪市個人情報保護条例により制限されています。

(5) 申込保証金

申込者は、市有財産借受申請書を提出後、賃貸借料（月額）の3か月分の申込保証金を支払うものとします。

納付期限は、申込者が市有財産借受申請書を提出した日の翌日から起算して5日以内（土曜日、日曜日、祝日、12月29日から1月3日を除く。）とします。

なお、納付期限までに支払いがない場合は、申込みの権利を喪失するものとします。

また、申込者が、正当な理由なく本市が指定する期限までに契約を締結しないときは、申込保証金は本市に帰属します。

(6) 貸付相手方の決定

本市が申込保証金の納付を確認した後、申込者に対して貸付決定通知書を交付します。

(7) 契約の締結等

貸付相手方と本市は、貸付決定通知日の翌日から起算して、30日以内に随意契約により賃貸借契約を行います。

契約は本市と相対によるものとし、契約にかかる一切の経費は落札者の負担とします。

契約は、市有財産借受申請書に記載された名義で行います。

賃貸借契約締結と同時に、契約保証金として賃貸借料（月額）の3か月分以上を納付していただきます。（既納の申込保証金を賃貸借契約締結と同時に契約保証金に充当します。）

賃貸借期間、連帯保証人、賃貸借料の納付、賃貸借料の改定については、「9 契約の締結等 (2) 賃貸借期間 (5) 連帯保証人 (6) 賃貸借料の納付 (7) 賃貸借料の改定」と同様とします。

13 その他

(1) 契約の締結及び履行に関する一切の費用については、賃借人の負担となります。

(2) 契約に際して、物件調書に記載のとおり条件がありますので必ずご確認ください。

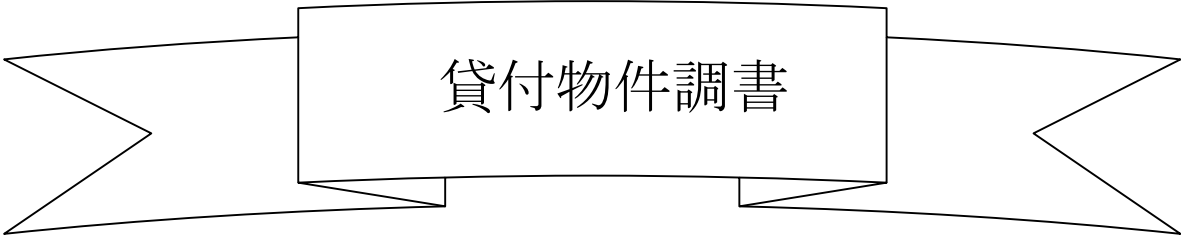
(3) 本実施要領に定めのない事項は、土地利用に関連した法令、地方自治法、同施行令、大阪市契約規則等の関連諸法令に定めるところによって処理します。

※ 物件・契約に関する問い合わせ先

大阪港湾局 営業推進室 販売促進課

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟10階

電話 (06) 6615-7797



貸付物件調書

お申込みの前に必ず現地を確認してください。

物件は、現状有姿の引渡しとなりますので、必ず現地等の調査確認を行ってください。

物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

なお、工作物の越境・埋存物等についても、極力特記事項に記載しておりますが、現況と相違している場合、現況が優先します。

入札は、今後予告なしに中止する場合があります。

